

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	輸入種子の検疫検査の軽減
提案者	練馬区

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	植物防疫法第8条

提案内容	<p>輸入する他国の野菜の種子について、相手国で既に輸入される植物及び容器包装につき検査が行われている場合は、日本国における検査を軽減する。</p>
提案に対する回答	<p>提案元からの提案に関する趣旨、具体的な内容を確認したい。</p> <p>なお、現行制度において、野菜の種子は、目視による1次検査（即日）、必要に応じて遺伝子検査等の2次検査（2～7日）を行うものの、原則として輸入検査に長い期間を要するものではない。</p> <p>（なお、輸出国において、栽培地検査が必要な種子がある（植物防疫法施行規則別表一の二）。また、栽培地検査が不要な種子についても、輸出国の植物防疫機関によって検査を受け、検査証明書の交付を受ける必要がある。）</p>

【関係法令抜粋】

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）

（輸入植物等の検査）

第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のまま、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物（農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。）があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。

4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。

6 前項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。

7 農林水産省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、検疫有害動植物があるかどうかを判定するためなお必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。